

上代金、回収ニ努メタル、百五拾九圓七拾錢ヲ集金
ニ得タル、ミニテ金額支拂不能ナリシニ因ル
一、要求條項

(1) 不拂勞銀ノ精算支給

(2) 一部職工ヨリノ解散手當六十日分支給

一、回答状況

工場残品ノ整理及賣掛代金ノ回収ニ全カク關注シ九
月五日頃迄ニ勞銀ノ支拂ヲ為スヘシト約セリ

一、事業主側ノ状況

不拂賃銀ノ支拂クヲ為スヘク本月二十二日工場ヲ閉
鎖シ工場残品ノ整理賣掛代金ノ回収ニ全カク注キ居
ルニ其ノ後貳拾圓ノ支拂クニシテ、ミニテ天ノ何等ノ

方途ヲ見出サ、ルモノ、如シ

一、勞働者側

職工中ニハ工場主カ職工時代ヨリノ友人ニアリト雖
モ其ノ後新ニ採用セシタル者ハ工場主側ニ於テ金
策ノ容易ニ埒明カサルヲ具テ遂ニ同業勞働者組合在
原支部ノ應援ヲ求メタルノ末、具體的方策ヲ講スル
ニ至ラス

一、警察取締

以上ノ状況ニテ未ダ特別警戒ヲ要スヘキ程度ニ在リ
サルヲ動靜嚴重注意警戒中

右及申(通)報候也